

郵便局会社・パートタイマーの資格給加算措置

5 資格給については、次に定めるところにより、「Aランク(習熟度有)」の特例として、加算措置を行う。

(1) 対象社員

この加算措置の対象社員は、パートタイマー(本社・支社に勤務する者を除く。)のうち、評価実施日において、「Aランク(習熟度有)」のスキル評価を継続して受けた者(現に資格給が「Aランク(習熟度有)」のスキル評価を受けている者に限る。)であって、かつ、次のアからウまでのいずれにも該当する者とする

ア 評価実施日前6か月間における実際勤務日数(年次有給休暇、特別休暇等を付与された日を含む。)が1か月平均20日以上である者

イ 評価実施日前6か月における1日の正規の勤務時間が平均7時間以上である者

ウ 評価期間完了直近の4月又は10月以降6か月間において、前期ア及びイのいずれにも該当すると見込まれる者

(2) 資格給への加算

前号の対象社員に対しては、評価期間満了後の4月1日又は10月1日以降、現に受けている資格給の額に、次表の支給区分に応じた同右欄の加算額をもって、その者の資格給とする。

支給区分	加算額
直近2回又は3回のスキル評価の結果がすべて「Aランク(習熟度有)」の場合	20円
直近4回又は5回のスキル評価の結果がすべて「Aランク(習熟度有)」の場合	40円
直近6回又は7回のスキル評価の結果がすべて「Aランク(習熟度有)」の場合	60円
直近8回又は9回のスキル評価の結果がすべて「Aランク(習熟度有)」の場合	80円
直近10回以上のスキル評価の結果がすべて「Aランク(習熟度有)」の場合	100円

(注1) この場合のスキル評価には、臨時評価は含まない。

(注2) 支給区分欄の適用については、日本郵政公社における平成16年4月の資格給の決定に当たってのスキルの評価が「Aランク(習熟度有)」であった場合については、これを含めて取り扱う。

(注3) スキル評価の結果が「Aランク(習熟度有)」以外となった場合は、資格給の変更に併せてこの加算額措置も終了する。